

加古川市ふれあい交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市ふれあい交流事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に定める「加古川市ふれあい交流事業」（以下、「交流事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年加古川市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助申請者)

第2条 補助申請者は、実施要綱第3条に規定する交流事業を実施する団体等（以下、「実施団体等」という。）の代表者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額は、交流事業に係る補助対象経費から個人、企業または団体等から提供される寄付金その他の助成金の額を控除した額とし、10万円（合同で開催する場合は、10万円×小学校区数）を限度とする。

2 補助金の交付は、1実施単位ごとに1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助申請者は、加古川市ふれあい交流事業補助金申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して、交流事業を実施する前までに提出しなければならない。

2 複数小学校区が合同で実施する場合は、実施体制を明記した書類及び合同で実施するすべての町内会連合会等の長が当該補助金交付申請、補助金受領等手続きに係る一切の権限を委任する旨を記載した委任状（様式第2号）を添付しなければならない。

(補助金の請求)

第6条 補助事業者は、補助金を請求するときは加古川市ふれあい交流事業補助金請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

(交流事業の内容の変更等)

第7条 補助事業者は、交流事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく加古川市ふれあい交流事業補助金変更申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて提出し、

その承認を受けなければならない。

(補助金の実績報告)

第8条 補助事業者は、交流事業終了後、速やかに加古川市ふれあい交流事業補助金実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 補助金の額を適正に支出したことを証する領収書の写し

(2) 事業の記録写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 天候等やむをえない理由により、交流事業の開催ができなかった場合において、前項に規定する実績報告書の提出があった場合、当該交流事業の準備等に要した経費のうち、第3条に規定する補助対象経費については、当該事業における補助対象経費とすることができるものとする。

(検査等)

第9条 市長は、補助事業者に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条に基づく実績報告がなされた交流事業については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

経費区分	補助金の対象となる経費
報償費	交流事業に招へいする講師の謝礼や交通費等 交流事業における表彰対象者等への記念品等の購入費用
消耗品費	交流事業の実施に必要な事務用品等の購入費用
燃料費	交流事業の実施に必要な灯油等の購入費用
食糧費	交流事業の実施に関する会議で使用するお茶等（ペットボトルを含む。ただし、アルコール類は除く。）の購入費用
印刷製本費	交流事業で使用する印刷物の印刷費用
通信運搬費	交流事業の実施に必要な切手代及び郵送費
保険料	交流事業にかかる損害保険、傷害保険、賠償責任保険等の保険料
使用料・賃借料	交流事業の実施に関連する会場使用料、機器使用料、複写機使用料、車両借上料等